物　　件　　明　　細

物件番号	所在地（路線名）	交通機関	最低占用料（年額）	占用期間
1	泉佐野市鶴原四丁目2215番2外（主要地方道大阪臨海線 臨海見出川大橋下）	南海本線 鶴原駅 北西約1000m	504,020円/年	5年

土地の概要

面　積	占有許可対象面積　1,744 ㎡				
接面道路の状況	南東側：市道・幅員約5.0m・舗装有・高低差無〔出入口〕				
法令に基づく制限	都市計画法	市街化区域内			
		用途地域	工業地域		
		地域地区	—		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
	その他の法令等	・道路法（府道大阪臨海線区域内） ・建築基準法 ・消防法			
その他条件	・火気厳禁				

供給処理施設の状況 区分	配管等の状況 対象地周辺	配管等の状況 対象地内	照会先及び電話番号
公営水道	本管有	引込管無	泉佐野市上下水道局 072-467-2800（代）
電気	配電線有	引込線無	関西電力送配電（株）コンタクトセンター 0800－777－3081
都市ガス	本管無	引込管無	大阪ｶﾞｽﾈｯﾄﾜｰｸ株式会社ガス導管ダイヤル 0120-544-209
公共下水道	本管有	引込管無	泉佐野市上下水道局 072-467-2800（代）

特記事項

1　平面駐車場（コインパーキングを含む）等、平面利用を想定しております。

2　占用の態様等については、「大阪府道路占用許可基準：高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。

3　占用期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。

4　対象地への車両等の出入りについては、泉佐野市役所、岸和田土木事務所及び大阪府泉佐野警察署と協議し事前承認を得てください。
　アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、泉佐野市役所及び岸和田土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚及び排水管に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担となります。
（お問い合わせ先）
大阪府岸和田土木事務所管理課　電話 072-439-3601（代）
泉佐野市役所　道路公園課　電話 072-463-1212（代）
大阪府泉佐野警察署　電話 072-464-1234（代）

5　排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の処理については、泉佐野市と協議してください。
（お問い合わせ先）
泉佐野市上下水道局　電話 072-467-2800（代）

6　電気の引込みについては、大阪府岸和田土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占用者の負担となります。
（お問い合わせ先）
大阪府岸和田土木事務所管理課　電話072-439-3601（代）
関西電力送配電（株）コンタクトセンター　電話0800-777-3081

7　管理フェンスなどの周辺についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。また、それらの施設の損傷等について、対象地の占用が起因する場合、占用者に復旧を求めることがあります。

（裏面へつづく）

特 記 事 項

8　敷地内には、マンホール等の占用物件が設置されており、これらの関係者も対象地内に立ち入ることがあります。マンホール上には、物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占用者の負担となります。

9　橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占用者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、岸和田土木事務所と協議してください。
なお、令和10年度に橋梁点検を予定しておりますので、橋脚周辺等の利用にあたっては、岸和田土木事務所維持保全課と協議してください。
大阪府岸和田土木事務所　維持保全課　電話　072-439-3601(代)

10　対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占用者の負担となります。

11　対象地は、過去の公募により落札された現占用者がいます。現占用期間は最長で令和9年3月31日までとなっておりますので、本公募による占用開始日は令和9年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占用者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日までにあらかじめ現占用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占用者と本公募により決定された占用者との譲渡契約等には一切関与しませんので、協議の結果により占用開始日が遅れた場合でも、その責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。

12　高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。

13　対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。

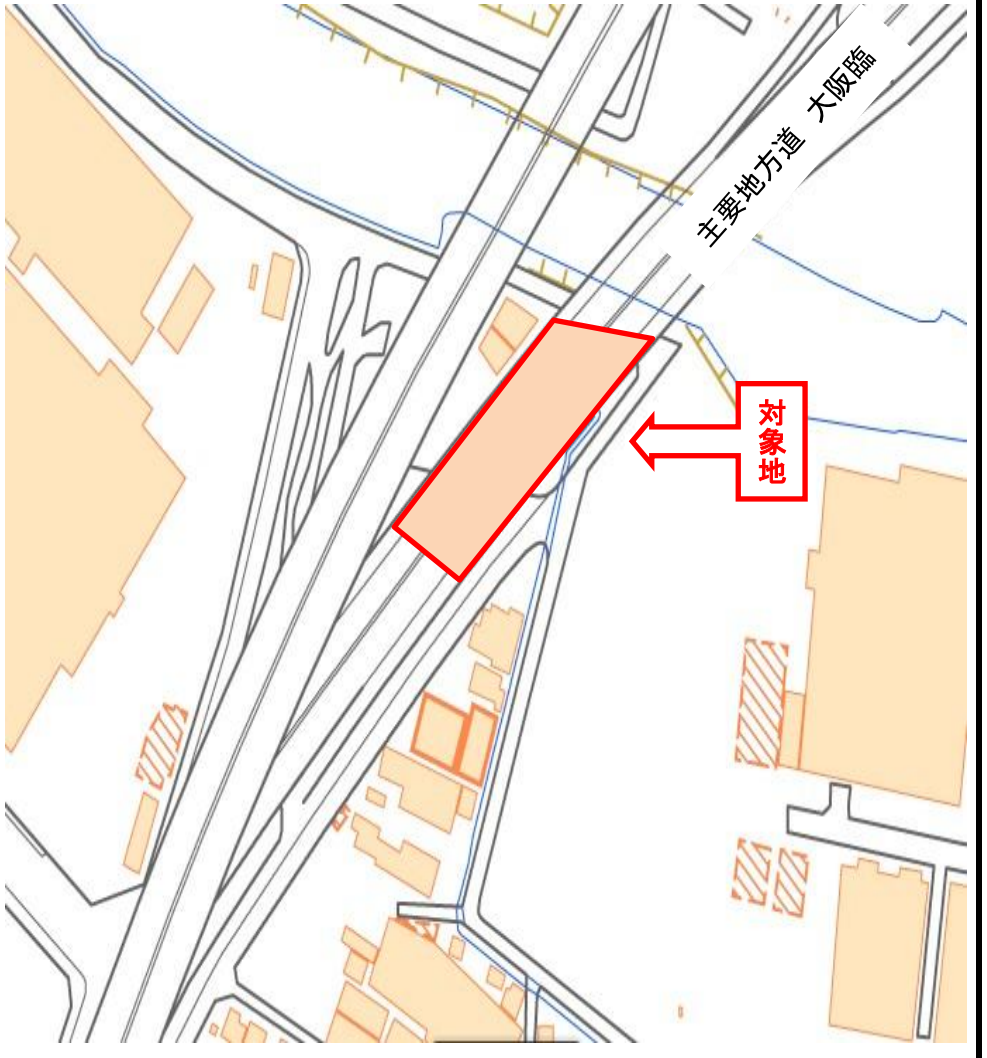
14　土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者において行ってください。

15　高架橋の点検等のため、対象地の使用にあたっては、橋脚から1m以上、橋梁から3m以上の離隔を確保してください。

（1）位置図（物件番号：第1号）

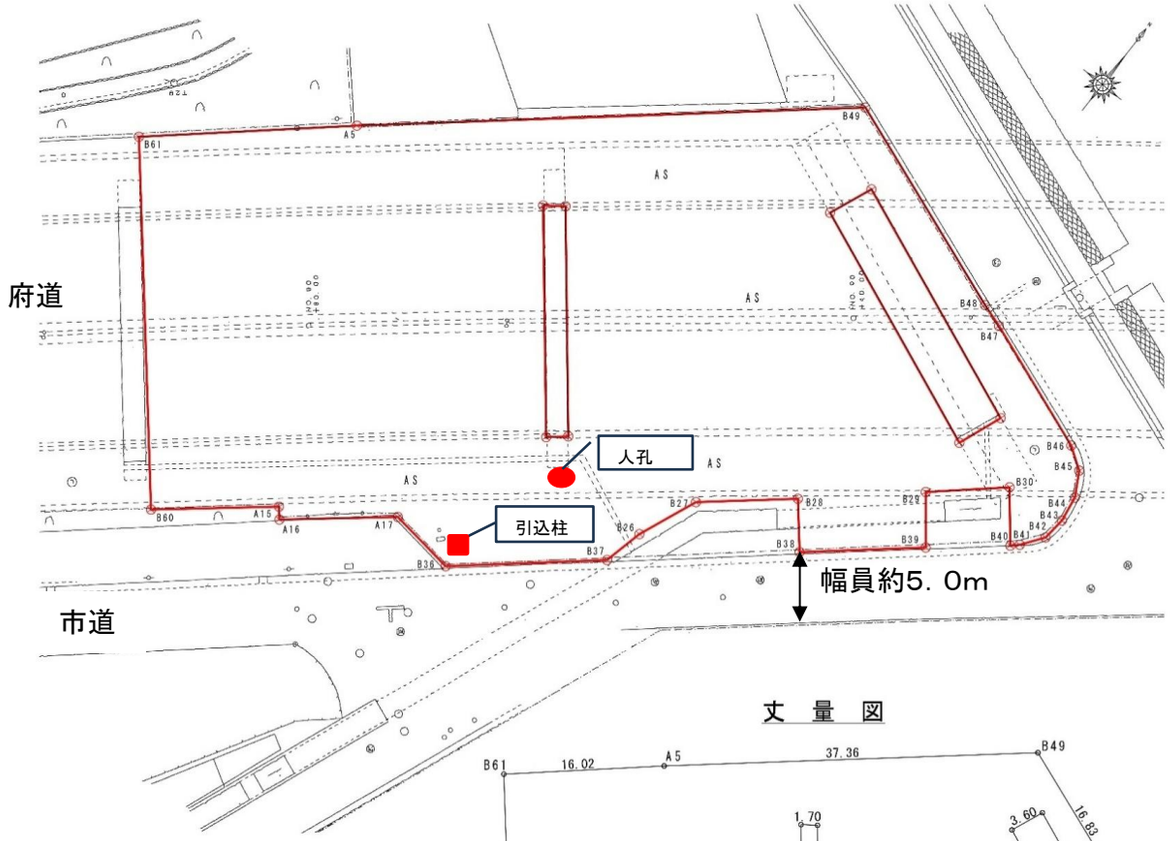


出典：国土地理院ウエブサイト

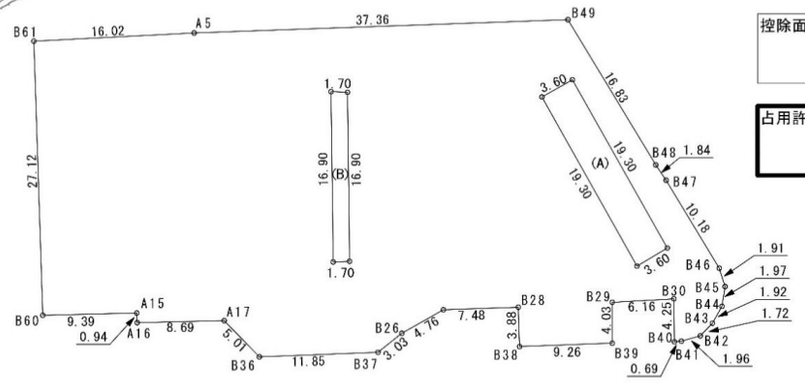


出典：国土地理院ウエブサイト

（2）平面図・丈量図（物件番号：第1号）



丈　量　図



求　積　表

測点名	Xn	Yn	Xn+1－Xn－1	(Xn+1－Xn－1)×Yn
B60	125.538	114.453	-25.923	-2966.965119
B61	98.600	117.641	-29.109	-3424.411869
A5	96.429	101.763	-6.654	-677.131002
B49	91.946	64.671	9.078	587.083338
B48	105.507	54.702	14.999	820.475298
B47	106.945	53.543	9.650	516.689950
B46	115.157	47.520	9.981	474.297120
B45	116.926	46.781	3.741	175.007721
B44	118.898	46.929	3.717	174.435093
B43	120.643	47.735	3.082	147.119270
B42	121.980	48.831	2.024	98.833944
B41	122.667	50.674	0.815	41.299310
B40	122.795	51.359	-4.104	-210.777336
B30	118.563	51.776	-3.365	-174.226240
B29	119.430	57.880	4.888	282.917440
B39	123.451	57.533	5.141	295.777153
B38	124.571	66.734	-2.737	-182.650958
B28	120.714	67.190	-2.976	-199.957440
B27	121.595	74.626	3.552	265.071552
B26	124.266	78.570	4.747	372.971790
B37	126.342	80.778	3.533	285.388674
B36	127.799	92.547	-1.810	-167.510070
A17	124.532	96.348	-2.341	-225.550668
A16	125.458	104.998	-0.009	-0.944982
A15	124.523	105.113	0.080	8.409040
倍面積				3684.348991
面　積				1842.1744955
地　積				1842.17 ㎡

控除面積（橋台等）	（A）19.30×3.60＝69.48 ㎡
	（B）16.90×1.70＝28.73 ㎡
	計　98.21 ㎡

占用許可対象面積	1842.17-98.21＝1743.96 ㎡
	≒1744㎡
	（小数点切り上げ）

図　面　名	貸付平面図兼丈量図
作成年月日	令和８年８月31日
縮　　尺	——
事業者名	大　阪　府